

## 平成29年分政党交付金の変更決定等

平成29年10月22日に第48回衆議院議員総選挙が行われたことに伴い、政党助成法の規定に基づき、政党交付金の交付を受けようとする8政党から、選挙基準日(※)現在において政党としての要件を満たす旨の届出がありました。

この届出に基づき、各政党へ交付すべき政党交付金の額について、本日、変更決定及び交付決定を行いました。

※ 総選挙の期日の翌日又は当該選挙により選出された衆議院議員の任期の初日のうちいずれか遅い日。

今回は選挙期日の翌日の10月23日。

平成29年10月23日(選挙基準日)現在における政党の届出に基づく各政党への政党交付金の変更決定額及び交付決定額は、以下のとおりです。

## ○変更決定(継続して政党交付金の交付を受ける政党)

自由民主党	17,602,968,000円
民進党	7,885,066,000円
公明党	3,104,538,000円
日本維新の会	1,059,665,000円
自由党	377,131,000円
社会民主党	392,822,000円

## ○交付決定(政党としての要件を満たすこととなった政党)

立憲民主党	437,093,000円
希望の党	503,485,000円

(注1) 変更決定及び交付決定項目内それぞれの政党の記載順は、平成29年10月23日現在の各政党からの届出による所属国会議員数順によるものです。

(注2) 平成29年分政党交付金の1回目から3回目の交付は、4月20日、7月20日及び10月20日に、それぞれ行われています。

(注3) 変更決定に係る上記6政党の政党交付金については、政党からの請求に基づき、4回目の交付分として、変更決定額から4月、7月及び10月の既交付額を控除した額が12月20日に交付されます。

(注4) 新たに交付決定された立憲民主党及び希望の党については、上記交付決定額が12月20日に交付されます。

(連絡先)

自治行政局選挙部政党助成室

担当：神林補佐、瀬尾係長

電話：(代表) 03-5253-5111

内線 23192、23194

(直通) 03-5253-5582

(FAX) 03-5253-5583

(E-mail) senkyo.shikin@soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

## 平成29年分政党交付金変更決定額等の増減

(単位:千円)

	政 党 名	変更決定額等 10月23日(選挙基準日)現在		当初決定額 1月1日(基準日)現在		増 減 額	
		(A)	比率(%)	(B)	比率(%)	(A) - (B)	増減率(%)
変更決定	自由民主党	17,602,968	56.13	17,622,636	56.34	△ 19,668	△ 0.1
	民 進 党	7,885,066	25.14	8,718,970	27.87	△ 833,904	△ 9.6
	公 明 党	3,104,538	9.90	3,135,369	10.02	△ 30,831	△ 1.0
	日本維新の会	1,059,665	3.38	1,009,566	3.23	50,099	5.0
	自 由 党	377,131	1.20	398,676	1.27	△ 21,545	△ 5.4
	社会民主党	392,822	1.25	395,368	1.26	△ 2,546	△ 0.6
交付決定	立 憲 民 主 党	437,093	1.39	-	-	437,093	皆増
	希 望 の 党	503,485	1.61	-	-	503,485	皆増
	合 計	31,362,768	100.00	31,280,585	100.00		

(注1) 変更決定及び交付決定項目内それぞれの政党の記載順は、平成29年10月23日現在の各政党からの届出による所属国会議員数順によるものです。

(注2) 変更決定額等(A)と当初決定額(B)の合計が政党交付金予算額(約318億円)と異なるのは、当初決定額(B)については、平成29年10月22日に政党助成法上の政党要件を満たさない政治団体となった日本のこころの1月から12月までの算定額分(約493百万円)が含まれていないことによるもの、変更決定額等(A)については、日本のこころの1月から10月までの算定額分(約411百万円)が含まれていないことによるものです。  
 なお、日本のこころには、平成29年11月21日付けで特定交付金の交付決定を行っています。